

環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二第一項第一号（第九条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の三、第十五条の二第一項第一号、第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十五条の十七第二項、第十条の十八第二項並びに第十五条の十九第一項、第二項、第三項及び第四項の規定並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号ロ並びに第十三条の二第三号イ及びロの規定に基づき、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年 月 日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条の七の三第一号中「及び第七条の九」を「、第七条の九、第十二条の三十一から第十二条の三五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十」に改める。

第三条に次の二項を加える。

6 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

7 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十六条の四を除き、以下同じ。）は、申請者が法第八条第一項又は第九条第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項（第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可を証する書類を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第五項の規定にかかわらず、同項第十号及び第十二号が

ら第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可を受けていることを証する書類を提出させることができる。

第四条第一項第七号ワ及びカ中「超えるとき」の下に「、又は保管することのできる固形燃料の数量が、一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるとき」を加え、同項第十四号又以後段として次のように加える。

この場合において、第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。第四条の四第一項中「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第十二条の十四、第十二条の二十八及び第十六条の四を除き、以下同じ。）」を削る。

第四条の五第一項第二号マ及びケ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第九号又以後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。

第四条の五第一項第九号ル中「製造した」の下に「固形燃料を保管設備に搬入することなく、固形燃料

化施設から搬出しようとする場合は、当該」を加える。

第五条の三に次の一項を加える。

- 4 第三条第六項及び第七項の規定は、前項第七号に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号に掲げる書類」とあるのは「前項第七号に掲げる書類のうち第三条第五項第七号及び第九号に掲げるもの」と、同条第七項中「この項（第五条の三第四項）」とあるのは「第三条第七項（この項）」と、「第五項」とあるのは「第三項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号までに掲げる書類」とあるのは「同項第七号に掲げる書類のうち第三条第五項第十号及び第十二号から第十五号までに掲げるもの」と読み替えるものとする。
- 第五条の十一に次の一項を加える。

- 3 第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第三号及び第五号」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十一第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「同項第六号及び第八号

から第十一号まで」と読み替えるものとする。

第五条の十二に次の一項を加える。

- 3 第三条第六項及び第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第六項中「前項第七号及び第九号」とあるのは「前項第二号イ及びロ」と、同条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第五条の十二第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号二からへまで」と読み替えるものとする。

第六条に次の一項を加える。

- 3 第三条第七項の規定は、前項に掲げる書類について準用する。この場合において、第三条第七項中「この項」とあるのは「第三条第七項」と、「第六条第三項」とあるのは「この項」と、「第五項」とあるのは「第二項」と、「同項第十号及び第十二号から第十五号まで」とあるのは「同項第二号、第五号及び第六号」と読み替えるものとする。

第六条の二十七第三項中「前項第五号」を「第一項第五号」に、「前項第七号」を「第一項第七号」に

改める。

第九条の二中第五項を第六項とし、第四項中「第十条の四第四項」を「第十条の四第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）」を削り、「前項第六号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号、第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、同項第一号及び第四号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。

一 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたり法第十四条第一項の許可を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業としての確に行っていること。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従つて更新している

117。

公 開 事 項	
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	変更の都度
ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員 （申請者に令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者を含む。 第十条の四第三項第二号表ロにおいて同じ。）の氏名及び就任年月日	変更の都度
ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容（法人の名称、資本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。第十条の四第三項第二号表ハにおいて同じ。）	変更の都度
ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容（事業の内容を変更した場合に	変更の都度

<p>あつては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。第十条の四第三項第二号表二において同じ。）</p>	
<p>ホ 事業計画（他に産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業に関するものを含む。）の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ヘ 第十条の二に規定する許可証の記載事項</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ト 事業の用に供する施設の種類、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>チ 直前一年間（情報をインターネットにより公開又は更新する日の属する月の前々月以前一年間をいう。第十条の四第三項第二号表又及びルにおいて同じ。）の各月の受入量及び運搬方法ごとの運搬量（産業廃棄物の種類ごとに算出するものとする。）</p>	<p>六月ごとに一回</p>
<p>リ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p>	<p>一年ごとに一回</p>

<p>又 事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ル 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図</p>	<p>変更の都度（人員配置については一年ごとに一回）</p>
<p>ヲ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ワ 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数（当該講習会の名称及び実施者並びに修了日ごとに算出するものとし、修了番号を付与する講習会を修了した場合は、付与された修了番号を記載するものとする。第十条の四第三項第二号表タにおいて同じ。）</p>	<p>変更の都度</p>
<p>カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）</p>	<p>変更の都度</p>

三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

第十条の四第一項第五号中「場所をいう。」の下に「第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項中「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第八号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。

一 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたり法第十四条第六項の許可を受けて産業廃棄物の処分を業としての確に行っていること。

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

公 開 事 項	更新すべき場合
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	変更の都度
ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号二に規定する役員 の氏名及び就任年月日	変更の都度
ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資 金及び事業（他に産業廃棄物処分量の許可を受けている場合にあつては、当 該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容	変更の都度
ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容	変更の都度
ホ 事業計画（他に産業廃棄物処分量の許可を受けている場合にあつては、当 該許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度

<p>へ 第十条の六に規定する許可証の記載事項</p>	<p>変更の都度</p>
<p>ト 事業の用に供する施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>変更の都度</p>
<p>チ 事業場の処理工程図</p>	<p>変更の都度</p>
<p>リ 当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。）</p>	<p>変更の都度</p>
<p>又 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量（産業廃棄物の種類ごとに算出するものとする。）</p>	<p>六月ごとに一回</p>
<p>ル 令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設（他に産業廃棄物処分量の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。）を設置している場合には、直前一年間の法第十五条の二の三において準</p>	<p>六月ごとに一回</p>

<p>用する法第八条の四の規定による記録（第十二条の七の三第一号八及び二、第二号八及び二、第三号八及び二、第四号八からホまで、第五号口からへまで、第六号口からへまで並びに第七号口からチまでに掲げる事項に係る記録に限る。）</p>	
<p>ヲ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書</p>	<p>一年ごとに一回</p>
<p>ワ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法</p>	<p>変更の都度</p>
<p>カ 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図</p>	<p>変更の都度（人員配置については一年ごとに一回）</p>
<p>コ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数</p>	<p>変更の都度</p>

<p>夕 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数</p>	<p>変更の都度</p>
<p>レ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）</p>	<p>変更の都度</p>

三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

第十条の九第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第九條の二第四項」を「第九條の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第十条の四第四項」を「第十条の四第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十条の十二第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第四項」を「同条第三項第一号中「法第十四條第一項」とあるのは「法第十四條の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表八及び水中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表へ中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表手及び又中「産業廃棄物」とあるの

は「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項」に、「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に改める。

第十条の十六第二項中「第五項」を「第六項」に、「同条第四項」を「同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表八、ホ及びル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同号表へ中「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と、同号表ト、リ、又及びワ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項」に、「第十条の四第四項」を「第十条の四第五項」に改める。

第十条の二十二第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第三項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表八及びホ中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表へ中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表チ及び又中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項」に、「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第五項まで」を「第六項まで」に、「同

条第四項」を「同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表八、ホ及びル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同号表へ中「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と、同号表ト、リ、又及びワ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同条第五項」に、「第十条の四第四項」を「第十条の四第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十一条第八項中「第九条の二第四項」を「第九条の二第五項」に、「第十条の四第四項」を「第十条の四第五項」に改める。

第十二条の二第九項を次のように改める。

9 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

二 破碎した廃プラスチック類の圧縮固化（物を処分するために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて固形化することをいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、次によること。

イ 定量ずつ連続的に廃プラスチック類を成形設備に投入することができる供給設備が設けられていること。

ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられた成形設備が設けられていること。

ハ 次の要件を備えた冷却設備が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却できるものであること。

(2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

(3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定するための装置が設けられていること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。

ニ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けら

れていること。

(1) 常時換気することができる構造であること。

(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること。

ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（トに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、圧縮固化した廃プラスチック類を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

へ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えるとき、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗

じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。

(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りでない。

ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が七日を超えると、又は保管することのできる圧縮固化した廃プラスチック類の数量が、圧縮固化を行う設備の一日当たりの処理能力に相当する数量に七を乗じて得られる数量を超えるときは、二の規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること。

(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること。

(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プ

- ラスチック類の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。
- (3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること。

第十二条の二第十四項第六号イ(1)中「破砕する」を「破砕し、又は容器等へ充てんする」に改める。

第十二条の七第九項を次のように改める。

9 令第七条第七号及び第八号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
  - 二 破砕した廃プラスチック類の圧縮固化を行う場合にあつては、次によること。
    - イ 成形設備にあつては、次によること。
- (1) 運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。

- (2) 廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。
  - (3) 成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。
  - (4) (3)の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなつていゝことを確認すること。
- 冷却設備にあつては、次によること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない程度となる場合は、この限りでない。
- (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。
  - (2) 冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。
  - (3) 冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。ただし、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却する場合は、この限りでない。
  - (4) 冷却設備内で圧縮固化した廃プラスチック類が滞留する場合にあつては、火災の発生を防止す

るために必要な措置を講ずること。

- (5) (2)及び(3)の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなつてい  
ることを確認すること。

八 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次によること。

- (1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定に  
より確認し、かつ、記録すること。

- (2) 圧縮固化した廃プラスチック類の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認  
し、かつ、記録すること。

二 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、八の規定の例  
による。

ホ 搬出しようとする圧縮固化した廃プラスチック類の性状が二の規定によりその例によるものとさ  
れた八(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、必要な措置を講ずること。

へ 保管設備に搬入した圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の

項目を測定し、かつ、記録すること。

ト 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあつては、次によること。

(1) 保管設備内を常時換気すること。

(2) 保管期間がおおむね七日間を超える場合にあつては、圧縮固化した廃プラスチック類の入替えその他の圧縮固化した廃プラスチック類の放熱のために必要な措置を講ずること。

チ 圧縮固化した廃プラスチック類をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次によること。

(1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。

(2) 容器中の圧縮固化した廃プラスチック類の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに当該圧縮固化した廃プラスチック類の温度を測定し、かつ、記録すること。

(3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていることを確認すること。

リ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ルに掲げる場合を除く。）にあつては、次によること。

- (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていゝことを確認すること。

又 圧縮固化した廃プラスチック類を第十二条の二第九項第二号への規定による保管設備に保管する場合にあつては、ト(2)の規定にかかわらず、次によること。

- (1) 保管設備内を定期的に清掃すること。
- (2) 保管した圧縮固化した廃プラスチック類のかくはんその他の圧縮固化した廃プラスチック類の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。
- (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。ただし、圧縮固化した廃プラスチック類を外気に開放されていることにより通風が良好である場所に保管する場合は、この限りで

ない。

(5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつてい

ル 圧縮固化した廃プラスチック類を第十二条の二第九項第二号トの規定による保管設備に保管する場合にあつては、トの規定にかかわらず、次によること。

(1) 保管設備内を定期的に清掃すること。

(2) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続的に保管設備に搬入する場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた圧縮固化した廃プラスチック類を搬入する場合は、この限りでない。

(4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。

(5) (4)の規定より測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつてい  
ることを確認すること。

ヲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えるこ  
と。

ワ 圧縮固化した廃プラスチック類を保管設備に搬入することなく、破碎施設から搬出しようとする  
場合は、当該圧縮固化した廃プラスチック類の性状を適切に管理するために温度その他の項目を測  
定し、かつ、記録すること。

第十二条の七第十四項第五号イ中「必要に応じて破碎する」を「反応設備中の溶融補助剤が溶融した面  
に接するよう供給する」に改め、同号ロ中「溶融固化体を形成するために溶融補助剤として用いられる清  
浄土等」を「当該ポリ塩化ビフェニル汚染物が溶融した状態を保つために溶融補助剤」に改める。

第十二条の七の四中「第七条第十四号ハ」を「第七条第十四号ロ及びハ」に改める。

第十二条の十二の十九第三項中「前項第五号」を「第一項第五号」に、「前項第七号」を「第一項第七  
号」に改める。

第十二条の四十一を第十二条の五十一とし、第十二条の三十一から第十二条の四十までを十条ずつ繰り下げ、第十二条の三十の次に次の十条を加える。

(令第十三条の二の環境省令で定める埋立地)

第十二条の三十一 令第十三条の二第三号イの規定による環境省令で定める埋立地は、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場であつて廃止されたもの又は旧法第十五条第一項の規定による届出があつた産業廃棄物の最終処分場であつて廃止されたものに係る埋立地

二 前号に掲げるもののほか、市町村若しくは法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者(埋立処分を業として行う者に限る。)により一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所(自らその事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。)であつて廃

止されたもの又は市町村、法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分を業として行う者に限る。）により産業廃棄物の埋立処分の用に供された場所（自らその事業活動に伴つて生じた産業廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）であつて廃止されたものに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所にあつては、令第五条第二項又は第七条第十四号八に基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。）

（令第十三条の二の環境省令で定める措置）

第十二条の三十二 令第十三条の二第三号口の規定による環境省令で定める措置は、法第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項若しくは第十九条の六第一項の規定に基づく命令に係る措置又は法第十九条の七第一項若しくは第十九条の八第一項の規定に基づく措置その他これらに相

当する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止が十分に講じられた措置であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 廃棄物のある層の側面に、不透水性の地層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置する措置

二 廃棄物を埋立地から掘削し、当該埋立地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した廃棄物を埋め戻す措置

三 廃棄物が含まれる範囲の土地を、コンクリート、アスファルト又は土砂により覆い、これらによる覆いの損壊を防止する措置

(指定区域の指定の公示)

第十二条の三十三 法第十五条の十七第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による指定区域の指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。)(の公示は、当該指定をする旨並びに当該指定区域及び令第十三条の二の規定による埋立地の区分(同条第三号イに掲げる埋立地にあつては第十二条の三十一の規定による埋立地の区分(以下「埋立地の

区分」という。( )を明示して、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該指定区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番

二 平面図

(指定区域台帳)

第十二条の三十四 法第十五条の十八第一項の指定区域台帳は、帳簿及び図面をもつて調製するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、指定区域ごとに調製するものとする。

3 第一項の帳簿は、指定区域につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は様式第三十一号の二のとおりとする。

一 指定区域に指定された年月日

二 指定区域の所在地

三 指定区域の概況

#### 四 埋立地の区分

#### 五 土地の形質の変更の実施状況

#### 4 第一項の図面は、次のとおりとする。

一 土地の形質の変更の実施場所及び施行方法を明示した図面

二 指定区域の周辺の地図

5 帳簿の記載事項及び図面に変更があつたときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

6 法第十五条の十七第四項の規定により指定区域の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該指定区域に係る帳簿及び図面を指定区域台帳から消除しなければならない。

(土地の形質の変更の届出)

第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十一号の三による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- 二 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- 三 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- 四 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- 五 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- 六 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 七 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の内容
- 四 地下にある廃棄物の種類
- 五 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先

## 六 土地の形質の変更の完了予定日

(環境省令で定める行為)

第十二条の三十七 法第十五条の十九第一項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの
  - イ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴つて生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。
  - ロ 掘削又は工作物の設置により令第三条第三号ホ(令第六条第一項第三号及び第六条の五第一項第三号)において例による場合を含む。第十二条の四十第四号において同じ。)の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十

一号の三による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地

三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法

四 土地の形質の変更の内容

五 地下にある廃棄物の種類

六 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先

七 土地の形質の変更の着手日

八 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

2 前項の届出書には、第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第十二条の三十九 前条の規定は、法第十五条の十九第三項の届出について準用する。この場合において

、前条第一項第八号中「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- 一 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。
- 二 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。
- 三 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。
- 四 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。
- 五 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。
- 六 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生

ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。

七 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。

「 5 . 許可

様式第七号中「 5 . 規則第 9 条の 2 第 4 項の規定による許可証の提出の有無 有・無」を

6 . 規則

の申請がされた日における規則第 9 条の 2 第 3 項に掲げる基準への適合性

に改める。

第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有・無 」

「 5 . 許可

様式第九号中「 5 . 規則第 10 条の 4 第 4 項の規定による許可証の提出の有無 有・無」を

6 . 規則

の申請がされた日における規則第 10 条の 4 第 3 項に掲げる基準への適合性

に改める。

第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有・無 」

「 5 . 許

様式第十三号中「 5 . 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有・無」を

6 . 規

可の申請がされた日における規則第10条の12第2項の規定により準用する規則第9条の2第3項に掲げる

則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

基準への適合性

12改め<sup>2</sup>。

1

「5・許

様式第十五号中「5・規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無」を

6・規

可の申請がされた日における規則第10条の16第2項の規定により準用する規則第10条の4第3項に掲げる

則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

基準への適合性

12改め<sup>2</sup>。

1

様式第三十一号の次に次の二様式を加える。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十六年環境省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「に規定する小笠原諸島」の下に「、沖縄島」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成十八年十月三十一日までの間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成十六年環境省令第二十二号)の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第八条第一項の許可を受けた者又は許可の申請をした者の当該許可又は当該申請に係るごみ

処理施設及び法第九条の三第一項の規定による届出をした市町村の当該届出に係るごみ処理施設に係る技術上の基準及び維持管理の技術上の基準については、なお従前の例による。

第三条 平成十八年十月三十一日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第七条第七号に掲げる産業廃棄物の処理施設に係る技術上の基準については、なお従前の例による。

2 平成十八年十月三十一日までの間におけるこの省令の施行の際現に法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る令第七条第七号に掲げる産業廃棄物の処理施設に係る維持管理の技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の七第九項第二号イ(3)、ロ(2)及び(3)、ト(1)、リ(1)、又(3)及び(4)並びにル(2)から(4)までの規定は、適用しない。

第四条 新規則第九条の二第三項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）及び第十条の四第三項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条

の二十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成十八年九月三十日までの間は、第九条の二第三項本文及び第十条の四第三項本文中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第三号を除く。）」とし、平成二十三年三月三十一日までの間は、第九条の二第三項第二号及び第十条の四第三項第二号中「直前の五年」とあるのは、次表の上覧に掲げる許可の申請がされた日の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>平成十七年四月一日から平成十八年九月三十日まで の間の日</p>	<p>直前の六月</p>
<p>平成十八年十月一日から平成二十三年三月三十一日 までの間の日</p>	<p>平成十八年四月一日から許可の申請がされた日 までの間</p>

第五条 新規則第十二条の七の四の規定は、平成十七年四月一日より前に埋立処分が開始された産業廃棄物の最終処分場については、なお従前の例による。